

令和6年度 施策・基本事業マネジメントシート（令和5年度実績に基づく評価）					作成日 令和 6 年 7 月 30 日	
政策体系	基本目標名	7	市民参加による自立したまちづくり		施策主管課長	人権・男女共同参画課
	政 策 名	1	人権を尊重した市民参加によるまちづくり			
	施 策 名	2	個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現			
施策関係課	隣保館、こども政策課、保育課、健康増進課、産業政策課、学校教育課、生涯学習課					新里 美雪

1. 施策の目的と成果把握

施策の目的 「対 象」	この施策は、誰、何を対象としているか	対象指標		単位	R4	R5	R6	R7	成果指標 設定の考え方	①市民の人権に対する意識の度合いを表している指標とした。 ②市民の男女平等に対する意識の度合いを表しているため指標とした。 ③職場における男女の地位が平等になっている市民の割合を把握することで、出産や育児に対する事業所の理解を測ることができるため指標とした。	
	①市民 ②事業所	①	市人口	人	115,700	114,695					
		②	市内の事業所数 (H28・R3経済センサス調査)	事業所	6,236	5,884					
		③									
		④									
施策の目的 「意 図」	この施策によって、「対象」をどういう状態にするのか	成果指標(意図の達成度を表す指標)		区分	単位	R4	R5	R6	R7	成果指標の 取得方法	① 市政に関するアンケート調査 ② 市政に関するアンケート調査 ③ 市政に関するアンケート調査 ④
	①市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指す。 ①男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにする。 ②男女の差別のない、働きやすい職場環境をつくる。	①	日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	目標	%	78.0	80.0	82.0	84.0		
			実績	81.1		78.5					
		②	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合(社会全体)	目標	%	15.0	19.0	23.0	27.0		
			実績	13.4		15.2					
	③	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合(職場)	目標	%	27.5	28.0	28.5	29.0			
		実績	26.0		27.0						
	④		目標								
		実績									

2. 基本事業の目的と成果把握

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	R4	R5	R6	R7	基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	R4	R5	R6	R7
人権意識の高揚と人権擁護の推進	①市民 ②運動団体	①日常生活において、人権を意識し理解している。 ①②人権問題が解決されている。 ②人権問題に関する活動が積極的に行われている。	① 人権講演会等参加者数(単年度)	目標 実績	人	1,300 1,413	1,350 1,581	1,400	1,450	男女共同参画の推進	①市民	①男女共同参画の理解を深めている。 ②DVが未然に防止され、被害を受けても早期の解決が図られる。	① 男女講演会等参加者数(単年度)	目標 実績	人	450 654	450 520	500	500
			② 人権相談窓口延べ開設時間数	目標 実績	時間	121 114	121 118	121	121				② DV等被害相談件数(単年度)	目標 実績	件	630 395	640 644	650	660
			③ 運動団体講演会等参加者数(単年度)	目標 実績	人	400 710	450 636	500	550				③	目標 実績					
			④	目標 実績									④	目標 実績					
地域・社会における女性活躍の推進	①市民(女性) ②事業所	①女性が社会のあらゆる分野で活動している。 ②男女の差別のない働きやすい職場環境をつくる。	① 女性事業主の比率	目標 実績	%	12.0 15.5	12.5 16.0	13.0	13.5				①	目標 実績					
			② 審議会等委員に占める女性の割合	目標 実績	%	31.5 27.5	32.0 27.0	32.5	33.0				②	目標 実績					
			③ 一般事業主行動計画策定数(累計)	目標 実績	事業所	26 39	27 44	28	29				③	目標 実績					
			④	目標 実績									④	目標 実績					

3. 施策の目標達成度評価

令和5年度施策の取組方針		施策の取組方針・成果指標達成状況	
施策	・パートナーシップ宣誓制度を広く市民に周知し、性的マイノリティの人権啓発を行う。 ・女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの登録者増と審議会等への活用を促進する。 ・差別や偏見をなくすため、講演会や研修会の内容を充実させ、継続的な人権教育と人権啓発活動に取り組む。 ・人権問題の新たな知識習得のため、運動団体への研修会の案内や講座等の開催について助言・指導を行う。 ・人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。 ・DV未然防止対策のための啓発を実施するとともに、女性相談・DV相談を充実させ、DV被害者の早期発見・早期対応し、被害者の安全確保と自立に向けた支援をしていく。 ・ワークライフバランスに配慮した職場環境整備のための事業所向けの講座等を行う。	取組方針	☒ 全て達成 ☐ 一部未達成 ☐ 全て未達成 【施策の取組方針達成状況】 ・パートナーシップ宣誓制度や性的マイノリティの人権問題について出前講座やリーフレットによる啓発を実施した。(人権推進啓発事業) ・女性のキャリアアップ講座を3回実施した。女性人材バンクの登録者及び、審議会への登用数は増加した。(女性活躍推進事業) ・人権講演会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染対策で実施していた人数制限を緩和したことにより、前年度に比べ参加者が増加した。(隣保館啓発・広報活動事業)(田沼福祉コミュニティセンター啓発・広報活動事業)(人権推進啓発事業) ・運動団体主催の人権講演会では指導や助言など協力して実施した。(部落解放同盟栃木県連合会佐野市協議会支援事業)(部落解放愛する会佐野市協議会支援事業) ・人権擁護委員や外部委託団体等による相談体制を維持した。(人権擁護委員活動支援事業)(隣保館各種相談事業) ・女性相談・DV相談では、必要な情報の提供を行い、多様な悩みや不安の軽減及び解消に繋がる適切な対応が行えた。(婦人保護事業)(男女共同参画相談事業) ・ワークライフバランス周知のため、事業者向け講座や、佐野市男女共同参画事業者表彰「パレット賞」を実施した。(男女共同参画啓発事業)
		成果指標	☐ 全て達成 ☒ 一部未達成 ☐ 全て未達成 【施策・基本事業の成果指標達成状況】 ・日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合は、前年度比2.6ポイントの減となり、目標には届かなかった。(人権推進啓発事業) ・男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合(社会全体)は前年より上昇したものの、目標に3.8ポイント届かなかった。また、男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合(職場)は前年より上昇したものの、目標に1ポイント届かなかった。(男女共同参画啓発事業) ・人権相談窓口延べ開設時間数については、社会福祉施設での特設相談が感染対策により実施できなかったため、相談時間は目標に達しなかった。(人権擁護委員活動支援事業) ・男女講演会等参加者数(単年度)は、前年度より減少したものの目標を達成した。減少した理由は、団体企画実践講座について、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の感染対策の理由から文化会館小ホールで実施した事があり、参加者数が多かったが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いパレットプラザでの開催に戻り、会場の収容人数の差から結果的に参加者数が減少した。(男女共同参画推進センター運営事業) ・DV被害相談件数は、必要な情報提供を行い、目標を達成した。(婦人保護事業)(男女共同参画啓発事業)

4. 施策の基本情報

施策の基本情報	社会情勢変化、国・県の動向、市民・議会意見等	施策の成果向上に向けての役割分担		
	・平成28年6月議会で佐野市男女共同参画都市宣言が議決された。 ・令和元年10月開催予定であった「日本女性会議2019さの」は令和元年東日本台風により中止となった。 ・令和2年に医療従事者や感染者へのコロナ差別が社会問題となり、シトラスリボン運動が展開された。 ・令和2年3月に佐野市男女共同参画プラン(第3期)を策定した。 ・令和2年12月に国の男女共同参画基本計画(第5次)が策定された。 ・令和3年2月に県の「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」が策定された。 ・令和4年9月に栃木県が性的マイノリティ(LGBT)の人権施策「パートナーシップ宣誓制度」を導入した。 ・令和4年7月に女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画策定などの対象事業所が拡大された。 ・令和5年6月にジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明「日光声明」が発表された。 ・令和5年4月にこども基本法が施行された。 ・令和5年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行された。 ・令和6年4月に改正DV防止法が施行された。 ・令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行された。 ・令和6年6月日本のジェンダーギャップ指数は2024年に146개국中118位となり2023年の125位より上がった。	市民	事業所	行政
		・人権に配慮して行動している。	・事業所内での人権学習、人権啓発を実施する。	・人権および男女共同参画に関する教育や啓発を推進し、相談体制の充実を図る。
		・職場、学校、地域および家庭での男女共同参画の推進に努める。	・雇用や待遇における差別的取り扱いを行わない。	・職場、学校、地域および家庭での人権尊重と男女共同参画の環境づくりを推進する。
			・ワークライフバランスを意識し、男女ともに働きやすい職場環境を作る。	・市民等と協働、連携し、率先して男女共同参画に取り組む。

5. 施策全体の総括・今後の課題・今後の方向性

施策の成果実績と施策の基本情報及び施策コストに関する全体総括										今後の課題					今後の方向性				
・市民の人権意識の高揚を促すための講演会や研修会は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染対策の見直しを行いながら実施した。インターネットによる誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ(LGBT)、ヤングケアラー、女性の人権などに関心の高まりが見られる。人権3法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律)等に基づき、人権教育・啓発活動を推進する必要がある。今後も効果的な内容を検討し、継続して実施する。 ・パートナーシップ宣誓制度の周知や、性的マイノリティ(LGBT)の人権への理解促進のため、街頭啓発や出前講座等を実施した。今後も継続して実施する。 ・相談事業については社会福祉施設での特設人権相談など、新型コロナウイルス感染症の影響で、未だに実施できない事業があった。今後も社会情勢の変化に対応しながら実施する。 ・DV防止対策、DV被害者救済は、関係機関との連携を図り、DV等被害相談件数は目標を達成した。DV被害を受けているのに気付かないケースが考えられ、潜在的なDVについての啓発が必要である。 ・一般事業主行動計画策定数(累計)は策定事業が増えたため、目標を達成した。今後も厚生労働省のリーフレット等による啓発、情報提供を行い、一般事業主行動計画の策定・届出について、周知を図る。 ・ワークライフバランスや女性活躍推進のため、佐野市男女共同参画事業者表彰「パレット賞」を実施した。また、男女共同参画事業所実態調査を行った。今後は各事業所がワークライフバランス推進のために必要としている支援を実施する。 ・女性活躍推進のため女性のキャリアアップ講座を開催した。また市の行政分野における女性の登用率アップのため特に審議会等における女性委員の登用推進のため女性人材バンクを設置した。令和6年3月末時点の登録者数は前年より8人増加し23人となり、登用は4審議会5人となった。今後も女性人材バンクの利用促進に努める。 ・令和5年度の決算額は60,451千円となり、令和4年度の決算額52,686千円に比べ7,765千円増額となった。その主な要因は男女共同参画プラン策定事業や、赤見町山崎集会所屋根等改修事業の追加、隣保館維持管理事業費の増額である。 ・佐野市男女共同参画プラン(第4期)の令和6年度策定に向け令和5年度に市民意識調査、事業所実態調査を行った。 ・第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画(令和2年度～令和11年度)が令和6年度末で5年が経過するため、社会情勢の変化を踏まえた変更の必要性を検討した。検討の結果、令和6年度に改訂版を策定することとした。										【令和6年度で解決する課題】 ・男女共同参画プラン(第4期)の策定 ・第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画(改訂版)の策定 【令和7年度以降にも引き継がれる課題】 ①市民の人権意識の高揚を図るための人権教育や人権啓発 ②パートナーシップ宣誓制度と性的マイノリティ(LGBT)の人権についての情報発信による理解促進 ③運動団体や関係団体と連携した人権擁護による問題発生の未然防止、適切な対応、早期解決 ④DV未然防止対策の推進及びDV被害者の安全確保と自立に向けた支援の充実、困難な問題を抱える女性への支援 ⑤ワークライフバランスの制度利用促進のための意識改革 【令和7年度重点課題】 ⑥女性のキャリアアップの推進及び女性人材バンクの活用、審議会への女性委員の登用					①差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発活動を継続する。講演会や研修会の開催にあたっては、対象となる市民が参加しやすい曜日や時間、社会的に関心の高い内容を取り上げるなど、効果的な内容、開催方法により実施する。 ②パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ(LGBT)の人権啓発について街頭啓発や出前講座を継続する。 ③人権問題に係る新たな知識の習得のため、運動団体へ研修会の案内を行うと共に、運動団体が実施する講座や講演会の指導・助言を行う。また、人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談が出来る体制を維持する。 ④身体的暴力のみならず、精神的、経済的な様々なDV防止の啓発を進める。また、女性相談・DV相談等を充実させ、潜在的なDV被害者の早期発見・早期対応に努め、被害者救済の支援を行う。また、困難な問題を抱える女性への支援を行う。 ⑤各事業所がワークライフバランスを推進するため、研修会等で、男女共同参画事業所実態調査における各事業所のワークライフバランス推進状況等の結果を活用した働きかけを実施する。 ⑥女性のキャリアアップ推進を図るための講座を実施する。また、女性人材バンクを活用し、審議会への女性委員の登用を促進する。関係団体へ審議会等委員の推薦を依頼する際には、女性も含めて相応しい方を検討いただくよう働きかける。				